

小林市・野尻町合併協議会
設置に関する協議書

平成20年12月1日

小 林 市
野 尻 町

小林市・野尻町合併協議会規約に関する協議書

小林市長、野尻町長（以下「1市1町の長」という。）は、法定合併協議会設置に関し、小林市・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市1町の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第1 規約に関する協議事項

(協議会の事務所)

- 1 規約第4条に規定する協議会の事務所について
協議会の事務所は、小林市に置く。

(会長及び副会長)

- 2 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長について
会長は、小林市長をもって充てる。
副会長は、野尻町長をもって充てる。

(顧問)

- 3 規約第7条第3項に規定する顧問について
顧問は、県市町村合併支援室長、西諸県農林振興局長に委嘱する。

(幹事会及び専門部会)

- 4 規約第12条第3項に規定する幹事会及び専門部会について幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項について、次のとおり定める。
 - 小林市・野尻町合併協議会幹事会規程
 - 小林市・野尻町合併協議会専門部会規程

(事務局職員等)

- 5 規約第 13 条第 2 項に規定する事務局の事務に従事する職員について
常勤 小林市 6 人、野尻町 4 人とする。
- 6 規約第 13 条第 3 項に規定する事務局の組織運営その他必要な事項について、
次のとおり定める。
 - 小林市・野尻町合併協議会事務局規程

(協議会経費)

- 7 規約第 14 条第 2 項に規定する協議会の経費の負担割合について
均等割 5 割、人口割 5 割とする。

(財務)

- 8 規約第 16 条に規定する財務に関し必要な事項について、次のとおり定める。
 - 小林市・野尻町合併協議会財務規程

(報酬及び費用弁償)

- 9 規約第 17 条第 2 項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等につ
いて、次のとおり定める。
 - 小林市・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(協議会解散の場合の措置)

- 10 規約第 18 条第 2 項に規定する財産の分割について
各自治体の負担金額等の割合でもって分割する。

第 2 その他必要な事項に関する協議

1 事務局職員の身分について

- (1) 事務局職員の身分は、それぞれの市町に属するものとする。
- (2) 事務局職員の分限及び懲戒処分については、それぞれの市町の条例の規
定によるものとする。

2 臨時職員について

臨時職員は、協議会会長の属する小林市で雇用し、その費用は協議会で負担する。

また、公務災害に対する事務は、雇用した小林市で執行し、経費は1市1町で均等に負担する。協議会を離脱した場合もそれ以前のものについては責任を持つものとする。

3 公用車利用について

事務局職員は、協議会会長の属する小林市の公用車を相互に利用することができるものとし、事故等の処理は公用車を所有する小林市及び運転者等の属する市町が行うものとする。

ただし、補償額が加入保険の限度を超える場合においては、1市1町が均等に負担する。協議会を離脱した場合もそれ以前のものについては責任を持つものとする。

4 小林市・野尻町合併協議会委員等の身分等の取扱いについて

小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、地方公共団体の長その他の常勤職員以外の委員（以下「当該委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

（身分等）

- (1) 当該委員は、協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した市町長が属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

（公務災害補償制度の適用）

- (2) 1市1町に所属する当該委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、当該委員を選任した市町の公務災害補償制度を適用する。

(公務災害補償事務)

(3) 当該委員の公務災害補償事務は、それぞれの市町において執行する。

(公務災害補償の経費負担)

(4) 当該委員に対し公務災害補償を適用した場合における経費 (公務災害の発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。) は、それぞれの所属する市町が全額負担する。

(公務災害補償の適用除外)

(5) 地方公務員災害補償法の適用を受けるものにあつては、本件による取り決めは適用しないものとする。

(報酬及び費用弁償)

(6) 当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があつたときは、これらを当該委員が非常勤職員の身分を有する市町において定めた当該非常勤職員に支給すべき報酬及び費用弁償とみなす。

第3 協議書の内容変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

ただし、事務局職員の変更はこの限りでない。

第4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、1市1町の長が協議して定めるものとする。

第5 協議書の締結

この協議書は、地方自治法第252条の2の規定に基づいて、協議が整ったことを証するため、本書を2通作成し、1市1町の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年12月1日

小林市長 堀 泰一郎

野尻町長 長瀬 道大